

2016年度事業計画書

(2016年4月～2017年3月)

1. 今年度の活動方針

マスターズ水泳の普及を促進するための土台作りを継続する。特に福岡で開催が決定した2021年世界マスターズ水泳に向けたムーブメントを起こすための体制構築をはかり、参加者の拡大へとつなげていくことを今年度の活動方針とする。

- ・マスターズ水泳のファン層の構築。
- ・世界マスターズ水泳に向けた組織体制の検討。
- ・規模の拡大を見据えたシステム（規程・組織・ITシステム等）の再構築。
- ・人材の発掘と育成。

2. 事業計画

2016年度の当協会事業を以下の通り予定する。

(1) 普及促進、指導者の育成

① 指導者・競技役員講習会

マスターズ水泳の指導者・競技役員およびスイマーのための講習会を東京・愛知・大阪および福岡会場において開催を予定する。

② 水泳の日

水泳の普及を促進するために、公益財団法人日本水泳連盟・一般社団法人日本スイミングクラブ協会・日本障がい者水泳協会と共同で「水泳の日」を8月14日に東京辰巳国際水泳場（東京都江東区）にて開催する。

③ 日本水泳連盟加盟団体との連携

世界マスターズ水泳に向けた体制を構築するために、日本水泳連盟加盟の都道府県団体並びに各種目委員会、日本スイミングクラブ協会との連携を図る。

④ マスターズ水泳のマスコットキャラクターの制定

マスターズ水泳を広く普及するためのマスコットキャラクターの公募事業を行う。

⑤ サポート企業の拡大

マスターズ水泳の諸活動に賛同し、スイマーのサポート活動を積極的に展開していただける企業との連携を図る。

⑥ 広報活動の活性化

マスターズニュースによる登録者への情報提供の充実を図るとともに、ホームページ等のITツールを活用した広報活動の拡大を検討する。

⑦ 人材の発掘と育成

競泳審判員の資質向上と新規人材の登用を図るとともに、FINA実施その他種目のマスターズ層の人材との連携を構築する。

(2) 競技規則の制定（定款第4条 第1項（1））

国際競技規則の変更および世界マスターズ水泳を鑑みた国内ローカルルールの改廃による国内マスターズ水泳競技規則の改定・通知を実施する。

(3) 競技会の開催（同 第1項（4））

① 日本マスターズ水泳短水路大会

4月2日より5月29日までの期間、全国27会場（別紙）にて開催する。
25,000人の参加を予定する。

② 日本マスターズ水泳選手権大会（ジャパンマスターズ2016）

7月14日より18日までの期間、千葉県国際総合水泳場（千葉県習志野市）にて開催する。
6,000人の参加、10,200種目を予定する。

③ ウーマンズ・マスターズ水泳競技大会（ウーマンズ・スイム・フェスティバル2016）

10月1日より2日までの期間、千葉県国際総合水泳場にて「第20回記念大会」として開催する。

競技 3,000人、イベント 600人の参加を予定する。

④ 日本マスターズ水泳長距離大会

10月30日、名古屋外国語大学・名古屋学芸大学口論義運動公園屋内プール（愛知県日進市）にて愛知会場を開催する。

160人の参加、180種目を予定する。

11月5日より6日までの期間、町田市立室内プール（東京都町田市）にて東京会場を開催する。

610人の参加、640種目を予定する。

⑤ 日本マスターズ水泳スプリント選手権大会（ジャパンマスターズスプリント2016）

11月26日より27日までの期間、千葉県国際総合水泳場にて開催する。

3,200人の参加、6,400種目を予定する。

(4) 地域大会の奨励指導（同 第1項（2））

当協会でご公認するマスターズ水泳競技会のうち、年間15会場へ大会運営の指導を予定する。

(5) 競技会および記録のご公認（同 第1項（3））

年間97件の大会を公認する。また、公認大会での記録約140,000件を公認する。

(6) 国際大会の開催（同 第1項（4））

本年度の開催予定はない。

(7) 日本記録のご公認および世界記録のご公認申請（同 第1項（5））

公認大会で記録された日本記録を公認する。また、公認した記録のうち、世界記録を突破した記録を国際水泳連盟に公益財団法人日本水泳連盟を通じ世界記録公認申請を行う。

日本記録年間550件、世界記録申請年間60件を予定する。

(8) 機関誌および刊行物（同 第1項（6））

マスターズニュース（会報）を年4回発行し、登録者並びに関係団体へ配布する。また、年間の公認記録を集計し「50傑ランキング」を刊行する。

(9) 国内外の水泳関係団体との連携協力（同 第1項（7））

公益財団法人日本水泳連盟への加盟ならびに一般社団法人日本スイミングクラブ協会主催マスターズ水泳大会の公認ならびに協力を行う。

国外公認大会へ参加する者へ、日本マスターズ水泳協会競技者登録証明書の発行を行う。

(10) 登録（同 第1項（8））

本年度3,000チーム、個人登録48,000人を予定する。

(11) その他（同 第1項（8））

公益法人制度に伴う、公益目的事業における財産額の支出を予定する。